

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 1031002 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 18 年 11 月 1 日より適用

《検査法追加項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分	追加された検査法
	改正後の注釈		
淋菌及び クラミジアトラコマチス 同時核酸増幅同定精密検査	300 点 微生物学的検査 (150 点)	D023 微生物核酸同定・ 定量検査の「5」	PCR 法による同時増幅法及び 核酸ハイブリダイゼーション法 による同時検出法
	<p>淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査</p> <p>ア 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。</p> <p>ただし、D012 感染症免疫学的検査の「21」の淋菌同定精密検査、同区分「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、本区分「2」の淋菌核酸同定精密検査、クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査、本区分「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査又はクラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>イ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA 法による同時増幅法と並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法又は PCR 法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。</p>		